

「青森県県営住宅条例」の一部改正の骨子（案）について

1 改正の目的

県営住宅に入居する者の入居要件のうち、子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居収入基準を緩和するため、以下のとおり青森県県営住宅条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

入居者資格の変更

特に居住の安定を図る必要がある場合として、「同居者が入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）のみであって、入居者又は同居者のいずれかが40歳未満の者」を加えるとともに、「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者」を「同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものです。

また、「入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者」を「入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものです。

（変更理由）

こども・子育て「青森モデル」の実現に向け、子育て世帯が安心して暮らせる住宅の確保及び結婚に伴う住宅確保の支援の一環として、子育て世帯及び若者夫婦世帯の入居収入基準を見直し、裁量階層に位置づけるものです。